

No.221  
2019  
4/23



# はちおうじ

JR東労組  
八王子地本  
八王子地本  
ホームページ  
「東労組八王子」で検索



## 組合員の負託に応え奮闘する仲間と共に闘うぞ！ 大崎運輸区で発生している問題は私たちの問題だ！

東京地本は4月15日に団体交渉を終え、36協定締結に向け以下の点を求めています。

- (1)36協定締結に際して『大崎運輸区は3箇月間』『他の14箇所は1年間』で締結すること
  - (2)議事録確認を早急に済ませてすみやかに36協定の締結を行うこと
- 大崎運輸区を3箇月で締結とした根拠は
- ①大崎運輸区の特に運転士において、昨年度長期期間で要員不足となり莫大な休日出勤・時季変更権の行使・行路の変更などが発生し、組合員に多大な疲労と不満を与えていたこと。
  - ②その過程で無計画といえる転出をおこない状態を悪化させたこと。
  - ③それらによって指導担当が穴埋めとして乗務する機会が多くなり、指導業務に支障をきたしたこと。また、自分の行路終了の乗務員にも追加で補乗させたり、育児・介護勤務A利用者に対しても追加で乗務させた事象が相次いだ。さらに、東大宮訓練センターの研修日程も後回しにするなど、職場全体で安全が低下する要素が蔓延る状況や制度が保障されない事態にまで至ってしまったこと。
  - ④当直と乗務員の努力で正常運行を確保し乗り切ってきたが、休日出勤による乗務員の確保が厳しくなる現実に対して「電話に出ないのは組織的にやっているのか」「助勤を頼もうか」など、現場長が無責任な発言を行ったこと。
  - ⑤さらに、大崎運輸区自区所で行路を運用することが困難となり、労使議論もせず同線区担当の池袋運輸区へ行路移管を一方的に行い、両区所での負担と新たな問題が発生したこと。
  - ⑥その最中に、要員実態に危惧するライフサイクル深度化制度の対象者が今回は出られない職場状況であることを主張するも3名に発令。同時期に60歳を迎える乗務員が、強く本体エルダーとして大崎運輸区での乗務員継続を希望するも、出向発令を出した。さらに同時期、乗務員から指導担当へ2名の発令を行ない、行路移管前よりも劣悪な状態にしたこと。
  - ⑦東地申第33号「大崎運輸区の要員不足に起因した行路移管を解消し、労働協約の遵守を求める緊急申し入れ」団体交渉を1月30日に行ない、一切の整合性が無く一致点が図れないことから、事業場での問題解消努力を放棄し悪化させた重大な問題として対立していること。
  - ⑧安全衛生委員会において現場長は、休日出勤多発に関して「対策もくそもない」、心の病を持った社員に関する職場としての対策などは「安全衛生委員会では議論しない」とし「重大な労働災害が起こるようなことが議題。発生したら議論する。そうならないための議論なら何でもこじつけられる」なるスタンスに終始、労働者側提起を足蹴にする姿勢であること。

以上の大崎運輸区の実態から、明らかに乗務員職場として安全確保の状態が整っておらず、労働者保護の観点から見ても到底看過できない状態です。何より現場長を含む使用者側の問題意識と姿勢は、これまで36協定の締結を巡り、労使で真摯に議論し乗り越え、積み上げてきた精神をも否定するものであることから、東京地本は“労使が共通認識に立ち努力していくこと”を締結の“最低条件”と主張しているのです。よって東京地本は団体交渉で確認した積み残しの問題と大崎運輸区における課題に対して解決努力していく立場に労使双方が立ち、直ちに締結準備に入ることを求め、下記の通り申し入れを行ないました。

- ①15事業場の36協定締結に際して、大崎運輸区については3箇月間で締結。他の14事業場については1年間で直ちに締結すること。
- ②現場に疲弊と不安を与える2つの勤務作成は指示せず、「留保」の扱いを行なわないこと。

## 東京支社は36協定締結に向けて努力せよ！